

(差替)【NSW 州】VIC 州からの入州者は6月3日(木)午後11時59分迄の自己隔離が義務(5月27日(木)午後4時以降)

【ポイント】

- 5月27日(木)午後4時以降に VIC 州から NSW 州に入州する人には、VIC 州と同様に6月3日(木)午後11時59分迄の自己隔離が求められます。
- VIC 州から NSW 州に入州する場合は旅行申告書を提出し、VIC 州が発表している感染発生場所への訪問歴がないこと証明する必要があります。感染発生場所への訪問歴がある人は NSW 州に入州することは出来ません。
- NSW 州政府は、VIC 州への不要不急の移動を見合わせることを強く求めています。

【本文】

1 NSW 州政府は、ビクトリア(VIC)州での新型コロナウイルスの感染拡大及び同州全域における外出制限措置の開始を受け、5月27日(木)午後4時以降に VIC 州全域から NSW 州に到着する人に対して、VIC 州の措置と同様に、6月3日(木)午後11時59分迄の自己隔離を求めています。「必需品の買い物」「介護及び医療」「運動」「必要不可欠な仕事または通学」等のやむを得ない理由がある場合に限り外出が認められます。詳細は以下のリンクでご確認ください。

2 VIC 州から NSW 州に入州する場合は、旅行申告書を提出し、VIC 州政府が発表している感染発生場所への訪問歴がないことを証明する必要があります。感染発生場所への訪問歴がある人は NSW 州に入州することは出来ませんので、VIC 州保健省のアドバイスに従ってください。

3 NSW 州政府は、VIC 州への不要不急の移動を見合わせることを強く求めています。

ONSW 州政府ウェブサイト

(5月27日付け公衆衛生命令—自己隔離命令(Stay at Home order))

https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20210527_01.aspx

(VIC 州からの入州者に関する規制詳細)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/interstate-hotspots>

(NSW 州入州のための旅行申告書)

<https://www.service.nsw.gov.au/transaction/complete-nsw-entry-declaration-victoria>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>